

## 水道事業と水道料金について

## (水道法)

- ・水道法の目的・・・水道を整備し、きれいで安価で安定的な水の供給を図ること、それをもって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること
- ・水道事業は、原則として市町村が経営する → 市町村の条例に規定して行う

## (地方財政法、地方財政法施行令)

- ・水道事業は公営企業として経営を行う
- ・経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない「独立採算制」

## (地方公営企業法)

- ・公営企業は、常に企業の経済性を発揮しなければならない
- ・また、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない
- ・経費は経営に伴う収入をもって充てなければならない(例外：公園の水道、消防用)

## (地方自治法、地方公営企業法、水道法)

- ・地方公共団体は、公の施設の使用料を徴収することができる
- ・地方公営企業の給付について料金を徴収することができる
- ・料金は、公正妥当、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない

## 水道事業の主な収入

- ① 水道料金収入、②その他(一般会計からの繰入金、分担金など)、③企業債

## 地方公営企業会計の大きな特徴・・・2本建ての予算

●収益的収支(損益取引となる現金及び非現金収支)

損益取引、すなわち全ての「収益」や「費用」に当たるもの。非現金収支も含む。

●資本的収支(損益取引以外の現金収支)

「収益」や「費用」に当たらないもの。企業債の借入や償還、建設改良費などの現金収支。

# 令和4年度 水道事業決算

※税抜計上し、単年度決算イメージで作成しています。

## 収益的収支

## 資本的収支

### 収益

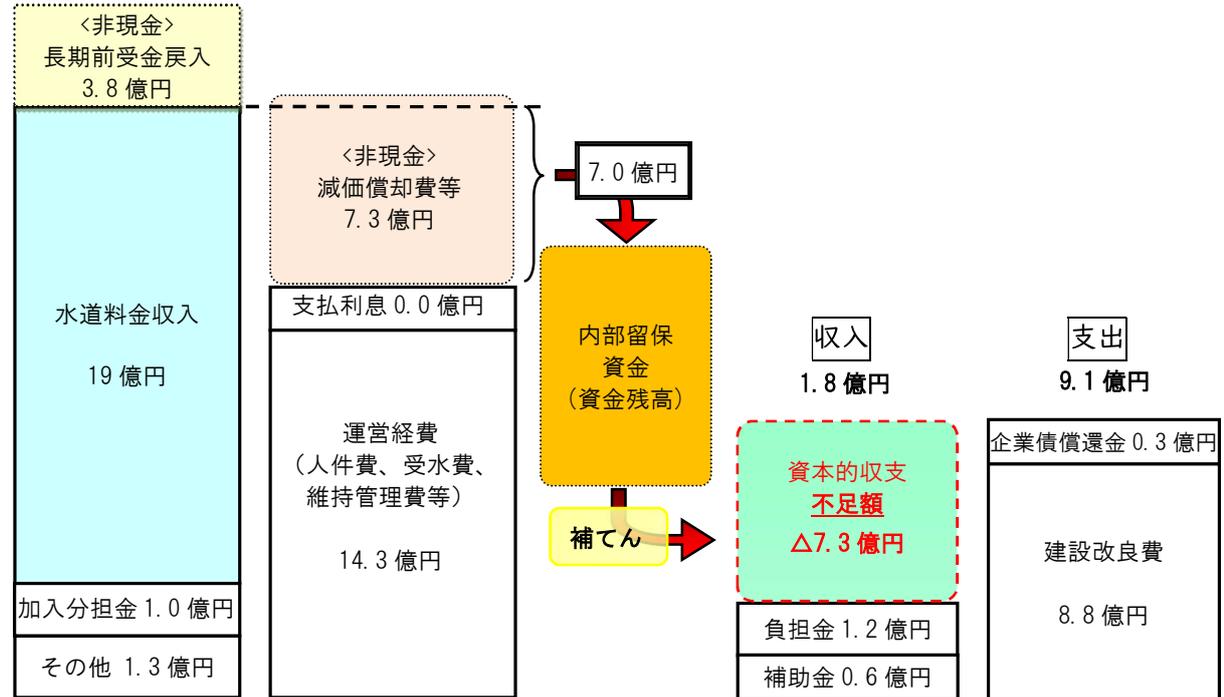
25.1 億円

(内、現金収入 21.3 億円)

### 費用

21.6 億円

(内、現金支出 14.3 億円)



資本的収支の工事費（建設改良費）は、本来、水道料金収入で賄うものですが、水道料金収入は全て収益として収益的収支に計上します。そのため、収益的収支には、現金の余剰が生じ、逆に、資本的収支には現金の不足が生じることになります。

この資本的収支の不足額は、収益的収支の財源で「補てん」するという仕組みとなります。

補てんに使用できる水道料金収入は、収益的収支の現金収入から人件費や維持管理費などの現金支出を除いた部分であり、減価償却費（非現金支出）や単年度利益などに相当する部分が内部留保資金にあたります。

※文中の「水道料金収入」は、加入分担金など現金収入を含み、総括的に「水道料金収入」と表記しています。